百三十　陸上自衛隊対馬駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
長崎県対馬市	長崎県対馬市	長崎県対馬市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
厳原町桟原三十八番地	厳原町桟原及び厳原町東里（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	厳原町今屋敷（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町北里（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町桟原、厳原町天道茂（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町中村、厳原町南室（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町西里（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町東里（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町日吉及び厳原町宮谷	一　北緯三十四度十三分十五秒、東経百二十九度十七分五十八秒の点 二　北緯三十四度十三分一秒、東経百二十九度十八分十一秒の点 三　北緯三十四度十二分四十三秒、東経百二十九度十八分十秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百三十一　陸上自衛隊相浦駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
大潟町六百七十八番地	大潟町（次の図面に示す部分に限る。）	相浦町、大潟町、川下町、椎木町、新田町、日野町及び母ケ浦町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十三度十分〇秒、東経百二十九度四十分二十二秒の点 二　北緯三十三度九分五十四秒、東経百二十九度四十分十二秒の点 三　北緯三十三度九分四十九秒、東経百二十九度四十分八秒の点 四　北緯三十三度九分四十八秒、東経百二十九度四十分五秒の点

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と二に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域以外のうち陸域	五　北緯三十三度九分四十八秒、東経百二十九度四十分二秒の点 六　北緯三十三度九分四十八秒、東経百二十九度三十九分五十九秒の点 七　北緯三十三度九分四十五秒、東経百二十九度三十九分五十四秒の点 八　北緯三十三度九分四十四秒、東経百二十九度三十九分五十秒の点 九　北緯三十三度九分四十二秒、東経百二十九度三十九分四十秒の点 十　北緯三十三度九分四十秒、東経百二十九度三十九分三十二秒の点 十一　北緯三十三度九分三十六秒、東経百二十九度三十九分九秒の点 十二　北緯三十三度九分三十四秒、東経百二十九度三十九分一秒の点 十三　北緯三十三度九分四十秒、東経百二十九度三十八分三十四秒の点 十四　北緯三十三度九分五十八秒、東経百二十九度三十八分十九秒の点 十五　北緯三十三度十分一秒、東経百二十九度三十八分十五秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線及び十六に掲げる点と二十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	十六　北緯三十三度十分十一秒、東経百二十九度三十八分十三秒の点 十七　北緯三十三度十分二十九秒、東経百二十九度三十八分八秒の点 十八　北緯三十三度十分五十六秒、東経百二十九度三十八分二十二秒の点 十九　北緯三十三度十一分九秒、東経百二十九度三十八分四十七秒の点 二十　北緯三十三度十一分二十秒、東経百二十九度三十九分十二秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。